

発議案第3号

有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進を求める意見書（案）

有機フッ素化合物（以下「PFAS」という。）の一つであるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）やPFOA（ペルフルオロオクタン酸）については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規制対象とされ、昨年12月1日には世界保健機構（WHO）の国際がん研究機関（IARC）がPFOAの発がん性分類を「可能性がある」から2段階引き上げ「発がん性がある」とし、PFOSは「可能性がある」とするなど、その有害性が指摘されている。

国においては、昨年7月にPFASに関する対応方針をとりまとめ、PFOSやPFOA等に関する環境モニタリングの強化などに取り組むこととしているが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては、いまだ確定的な知見がないため、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められている。

本年6月に食品安全委員会においてPFASの食品健康影響評価が取りまとめられたところであるが、国においては、引き続きPFASが人体及び環境に及ぼす影響の調査・分析、情報提供を行うなど、安全・安心のためPFAS対策を積極的に推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月11日

香 川 県 議 会